

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策の評価書  
(平成 27 年度～令和元年度)

## 目次

1. 国が講ずべき措置	該当頁
公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む）	
ア ハロ・ワークによる職業相談・職業紹介等の実施。マザーズハロ・ワークにおける就職支援。	1
イ 母子家庭等就業・自立支援センターや市等への求人情報の提供	2
ウ 生活保護受給者等の就労・自立の推進	3
公共職業訓練の実施	5
求職者支援制度の活用	6
ジョブ・カード制度の推進	7
特定求職者雇用開発助成金の活用	8
試行雇用通じた早期就職の促進	9
助成金を活用した正規雇用への転換等の促進	10
厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進	11
事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進	12
都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知	13
母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援	14
母子家庭等就業・自立支援事業の支援	15
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大の努力	16
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意	17
母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備	18
親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等	20
母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮	23
効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究	24
2. 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援	該当頁
相談体制の整備	
ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）	25
イ 相談関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	26
ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県等及び市等）	27
エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等）	28
子育て支援、生活の場の整備	
ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）	29
イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）	31
ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）	32
エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）	34
オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	36
カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）	37
キ ひとり親家庭等日常生活支援事業等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	38

ク 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村）	39
ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	41
就業支援策	
ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）	43
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）	44
ウ より良い就業に向けた能力の開発	
(a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等）	47
(b) 技能修得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付制度の活用（実施主体：都道府県等）	47
(c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県等）	49
(d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等）	50
(e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等）	50
エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等）	51
オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県）	52
カ 所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援	53
キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供	55
ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援	56
ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村）	58
養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進	
ア 広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村）	59
イ 相談体制の拡充	59
ウ 情報提供（実施主体：都道府県及び市町村）	59
エ 面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等）	59
経済的支援策	
ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等）	61
イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	62
ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等）	62
広報啓発	63

(1) 国等が講ずべき措置

公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・ハローワークにおいては、母子家庭の母等を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施している。
- ・マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施している。

【事業実績】

ハローワークにおける母子家庭の母等の職業紹介状況

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
新規求職申込件数	223195件	207820件	192277件	176954件	76150件
就職件数	90018件	83100件	77134件	70127件	27037件
					(8月まで)

マザーズハローワーク事業の実績

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
新規求職申込件数	220740件	220843件	219683件	214497件	110161件
就職件数	75297件	73776件	72659件	68693件	34948件

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	2,875,145	3,029,437	3,345,837	3,484,956	3,767,955

評価・今後の方向性

- ・ハローワークについては、景気回復等により新規求職申込件数等は減少傾向にあるが、母子家庭の母等を含め、就職を希望する者に対して、必要であることから、引き続き実施する。
- ・マザーズハローワーク事業についても、同様に景気回復等により新規求職申込件数等は減少傾向にあるが、子育てをしながら就職を希望する女性等の再就職支援として有効であり、引き続き実施する。

(1) 国等が講ずべき措置

公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

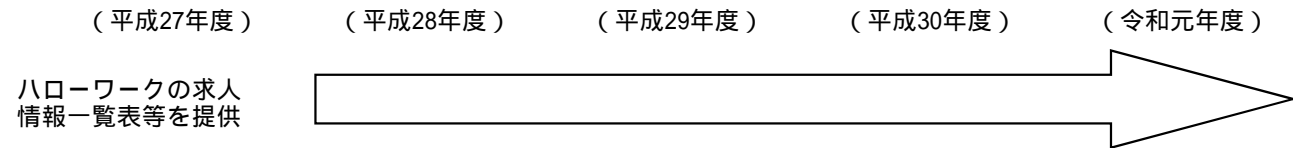
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

ハローワークから母子家庭等就業・自立支援センターや市等への求人情報の提供は、雇用政策と福祉政策との連携を図り、母子家庭の母等に対する就業支援の充実に資するものであり、母子家庭の母等の自立を支援する施策としてつうこうであると考えられることから、ハローワークにおいては、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の要望に応じて、求人情報の提供をおこなっている。

【事業実績】



予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		-	-	-	-
評価・今後の方向性	ハローワークから母子家庭等就業・自立センターや市等に求人情報の提供を行うことは、母子家庭等の就業を推進する上で必要であることから今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・児童扶養手当受給者や生活保護を受給している母子家庭の母等の就労による自立を促進するため、福祉事務所等にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。
- ・福祉事務所等の相談窓口就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等を実施している。

【事業実績】

「生活保護受給者等就労自立促進事業」における就職者数(母子家庭の母等以外も含む)

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
79,906人	81,885人	77,841人	77,866人	31,494人 (8月まで)

うち児童扶養手当受給者

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
23,515人	23,800人	22,726人	24,151人	10,149人 (8月まで)

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業における就業相談延べ件数

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	-

予算額(千円)  
生活保護受給者等就労  
自立促進事業

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6,380,656	6,247,821	7,076,407	8,051,080	8,130,874

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性	<p>「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、母子家庭の母等の就労による自立を支援する施策として有効であることから、今後においても地方自治体と連携を図り、引き続き実施することとする。</p> <p>ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業については、ひとり親家庭の親の就業を支援する上で有効であることから、今後も引き続き実施する。</p>				

(1) 国等が講ずべき措置

公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・国（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）及び都道府県において、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者に対して、離職者訓練等の公共職業訓練を実施している。
- ・特に母子家庭の母及び父子家庭の父等に対しては、訓練中の託児サービスを付加した訓練コースの設定や就業に向けた意欲喚起、意義付けに重点を置いた準備講座等、その他特性や事情に配慮した職業訓練を実施している。

【事業実績】

公共職業訓練（離職者訓練）受講者数及び就職率（母子家庭の母及び父子家庭の父以外も含む）

	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
受講者数	127,807	120,405	112,306	106,376	-
就職率（施設内訓練）	85.7%	86.8%	87.1%	86.8%	-
就職率（委託訓練）	75.0%	74.6%	74.9%	75.1%	-

予算額（千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
961,438	1,365,566	1,111,028	1,465,809	1,511,076

評価・今後の方向性

- ・公共職業訓練について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就職にも有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。



(1) 国等が講ずべき措置

求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父などの求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、公共職業安定所における積極的な就職支援を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

・求職者支援制度は、母子家庭の母及び父子家庭の父等を含めた雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。

【事業実績】

求職者支援訓練受講者数及び就職率（母子家庭の母及び父子家庭の父等以外も含む）

	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
受講者数	40,587人	32,306人	26,822人	23,384人	-
うち基礎コース	11,653人	10,447人	8,126人	6,739人	-
うち実践コース	28,934人	21,859人	18,696人	16,645人	-
就職率	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
うち基礎コース	56.4%	58.9%	58.0%	59.6%	-
うち実践コース	60.9%	63.8%	65.0%	63.9%	-

予算額（千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
31,544,153	29,957,968	24,169,382	20,949,084	16,940,257

評価・今後の方向性

本事業は母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。

(1) 国等が講ずべき措置

ジョブ・カード制度の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行やキャリア形成支援を促進するため、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練やキャリアコンサルティング等の普及促進を図る。

事業概要及び実績

【事業概要】

ジョブ・カード制度については、職業能力形成機会に恵まれない者に限らず、広く求職者・在職者・学生等を対象として、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用することを目的とし、主に以下の取組を実施。

- ・ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（ ）を実施する企業の開拓・支援
- ・ジョブ・カードを応募書類や在職労働者のキャリアコンサルティング等に活用する企業の開拓・支援

自社内での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学等（Off-JT）を組み合わせる職業訓練（有期実習型訓練、実践型人材養成システム、中高年齢者雇用型訓練）

【事業実績】

ジョブ・カード新規取得者数（母子家庭の母及び父子家庭の父以外の者も含む）

（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
197,693人	258,528人	207,732人	242,095人	71,153人 （7月末時点）

【KPI】

令和2年末までにジョブ・カードの新規取得者数、300万人

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	2,159,317	2,309,988	2,116,894	1,978,652	1,191,273

評価・今後の方向性

ジョブ・カード制度は、職業能力形成機会に恵まれない者に限らず、広く求職者・在職者・学生等を対象として、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等の促進に資するものとなっている。  
 今後は、ジョブ・カードを活用した、労働者のキャリアプラン再設計や企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入の支援等により、引き続きジョブ・カード制度の普及促進を図っていく。

(1) 国等が講ずべき措置

特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者コース助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

母子家庭の母及び父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成する。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
支給件数	165,631件 (33,627件)	157,354件 (30,951件)	146,571件 (28,323件)	147,413件 (24,591件)	-
実績額	59,967,446千円 (12,294,363千円)	47,522,560千円 (8,957,499千円)	38,786,171千円 (7,428,718千円)	39,469,748千円 (6,516,015千円)	-
括弧内は母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）への支給実績					

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	78,392,473の内数	72,905,103の内数	66,223,203の内数	46,793,814の内数	45,517,160の内数

評価・今後の方向性

母子家庭の母及び父子家庭の父等などの就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。

(1) 国等が講ずべき措置

試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための短期の試行雇用を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るためハローワークや職業紹介事業者等の紹介により常用雇用へ移行することを目的に一定期間試行雇用した事業主に対して助成を行っている。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
トライアル雇用開始者	117人	180人	144人	131人	-
常用雇用移行率	74.4%	75.4%	74.8%	68.7%	-
母子家庭の母等(父子家庭の父を含む)の実績					

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		8,963,760の内数	4,065,900の内数	3,784,350の内数	2,364,643の内数
評価・今後の方向性	母子家庭の母等、安定的な就職が困難な者の常用雇用への移行を促進する上で有効であるため、今後も引き続き実施する。また、事業主・求職者等に対してより一層の周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためトライアル雇用助成金の活用促進を図っていく。				

(1) 国等が講ずべき措置

助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成を行っている。  
正社員化コースにおいては、対象者が母子家庭の母等であった場合には、助成額を加算している。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
母子家庭の母等を正規雇用等へ転換等した人数	1,000人	1,738人	2,106人	2,357人	-

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	14,725,300の内数	31,042,800の内数	50,104,378の内数	74,113,615の内数	87,616,498の内数
評価・今後の方向性	母子家庭の母等を含む、非正規雇用労働者の正規雇用への転換等を促進する上で有効である。より一層の活用を図るため、事業主・求職者等に対して更なる周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためキャリアアップ助成金(正社員化コース)の活用促進を図っていく。				

(1) 国等が講ずべき措置

厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

・平成16年3月「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨申し合わせ、母子家庭の母等の雇入れの促進に努めている。  
 ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。

【事業実績】

母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
・国	33名	44名	51名	26名	-
・地方公共団体及び関係団体	361名	367名	346名	244名	

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	毎年度継続的に雇用の実績があり、ひとり親家庭の親の雇用に有効であることから、今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・ひとり親家庭の親の就業を推進するには、ひとり親家庭の親を雇用する企業側に働きかけ、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効であるため、平成18年度に表彰制度を導入し、ひとり親家庭の親を相当数雇用している企業等をひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として、年1回表彰しており、表彰企業を厚生労働省ホームページで公表している。
- ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、経済団体に対してひとり親家庭の親の就業を促進するよう要請している。

【事業実績】

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等表彰

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
・応募企業数	3社	1社	2社	4社	-
・表彰企業数	1社	1社	1社	3社	

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	事業主に対しひとり親家庭の親の雇用について理解を深めてもらうことは、ひとり親家庭の親の就業の促進につながることから、今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・ひとり親家庭の親の就業を推進するには、ひとり親家庭の親を雇用する企業側に働きかけ、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効であるため、平成18年度に表彰制度を導入し、ひとり親家庭の親を相当数雇用している企業等をひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として、年1回表彰しており、表彰企業を厚生労働省ホームページで公表している。
- ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、経済団体に対してひとり親家庭の親の就業を促進するよう要請している。

【事業実績】

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等表彰

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
・応募企業数	3社	1社	2社	4社	-
・表彰企業数	1社	1社	1社	3社	

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	都道府県及び市町村、企業等におけるひとり親家庭の親の雇用に関する好事例の情報を収集し提供することは、ひとり親家庭の親の雇用の促進につながることから、今後も引き続き実施する。				



(1) 国等が講ずべき措置

母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

事業概要及び実績

【事業概要】

母子・父子自立支援プログラム策定事業

・毎年度、事業の実施状況を公表することで、より多くの自治体で事業が実施されるよう促し、また、全国の自治体職員が参加する会議においても、事業の実施を要請している。

【事業実績】

(平成27年度)

(平成28年度)

(平成29年度)

(平成30年度)

(令和元年度)

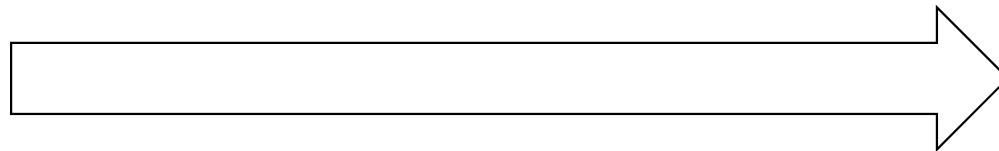
事業の実施状況の公表

-

母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況の公表

全国会議での自治体に対する事業実施の要請

全国厚生労働関係(厚生分科会) 主管課長会議



予算額(千円)

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

令和元年度

-

-

-

-

-

評価・今後の方向性

母子・父子自立支援プログラム策定事業は、母子家庭等の就業及び継続的な自立促進に有効であることから、今後も引き続き実施する。

(1) 国等が講ずべき措置

母子家庭等就業・自立支援事業の支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる各種情報を提供する。

事業概要及び実績

【事業概要】

・平成15年10月に厚生労働省内に設置した「母子家庭雇用促進チーム」において「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」の取りまとめを行うとともに、平成16年3月「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨申し合わせている。また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。

【事業実績】

母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
・国	33名	44名	51名	26名	-
・地方公共団体及び関係団体	361名	367名	346名	244名	

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	母子家庭等就業・自立支援センターに対する各種情報提供は、ひとり親家庭の親の就業促進につながることから、今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。

事業概要及び実績

【事業概要】

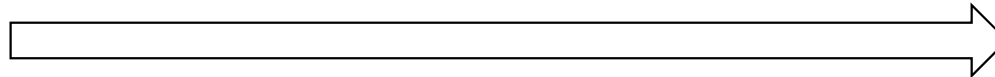
- ・平成25年3月1日に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条に基づき、国等は優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることについて、厚生労働省より国の各機関に依頼し、実績等を把握することとしている。
- ・また、国は母子・父子福祉団体等への業務発注をよびかけるリーフレットを作成し、事業主に対し母子・父子福祉団体等への積極的な発注を呼びかけている。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
国等の調達実績	116件	178件	169件	230件	-
	購入額 2,539千円	購入額 9,535千円	購入額 7,994千円	購入額 9,736千円	

リーフレットの作成、配布

『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布



予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-

評価・今後の方向性

毎年度、国等から母子・父子福祉団体等に調達の実績があり、ひとり親家庭の親の就業の促進につながる業務をより多く受注していることから、今後も予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。

(1) 国等が講ずべき措置

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

事業概要及び実績

【事業概要】

・地域の実情に応じた支援に積極的に取り組んでいる自治体等の取組事例等について調査や研究を行い、自治体や関係団体企業等に向けて幅広く情報を提供し、全国的な周知啓発活動等を行うことにより、ひとり親家庭の親の就業支援の取組の促進と就業環境の整備を図っている。

【事業実績】

(平成27年度)

(平成28年度)

(平成29年度)

(平成30年度)

(令和元年度)

自治体実施のひとり親家庭在宅就業支援事業の実施報告のとりまとめ

ひとり親家庭在宅就業支援事業の評価検討会の開催

今後のひとり親家庭在宅就業支援事業の展開の検討

-

-

予算額(千円)

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

令和元年度

12,384

12,384

12,384

12,384

12,404

評価・今後の方向性

平成21年度より、安心子ども基金を活用し実施されたひとり親家庭等在宅就業支援事業については、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書」(平成26年8月)において、その趣旨は有意義であったが、費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でないとされたところ。一方で、今後の在宅就業支援の在り方については、在宅就業はひとり親にとって有効な働き方の一つであり、これまで蓄積されたノウハウを活用しながら、事業計画、事業実施者、能力開発、発注に関する奨励等、就業支援に係る課題を整理し実施すべきとされた。今後の在宅就業支援についても、本報告の趣旨や事業の実施状況等を踏まえ適切に対応していくこととする。

(1) 国等が講ずべき措置

母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

・都市機構賃貸住宅においては、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子世帯及び父子世帯を含む子育て世帯に対し、当選率を20倍に優遇する措置を行っている。

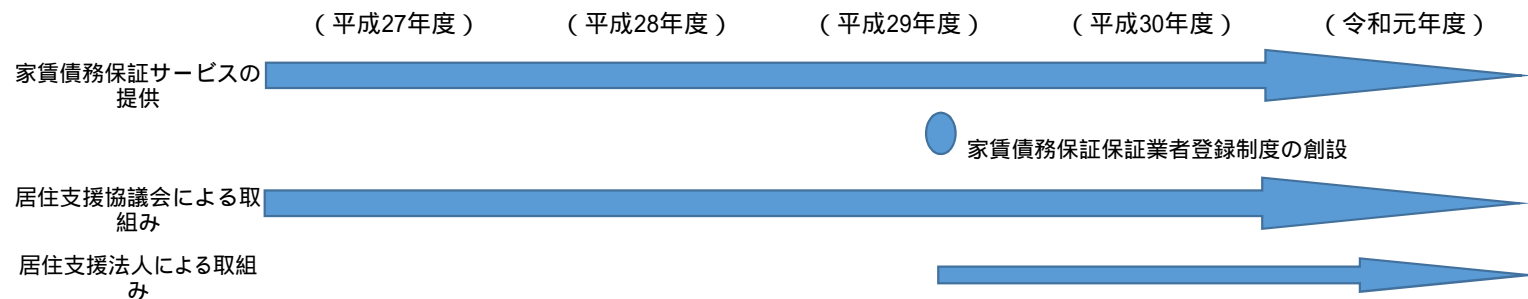
【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
都市機構賃貸住宅の新規募集時において母子世帯を含む子育て世帯の20倍優遇措置を適用した当選者数	117件	10件	35件	99件	-

【事業概要】

・入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合など、母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、（一社）高齢者住宅財団や民間事業者による家賃債務保証サービスの提供が継続して実施されているとともに、平成29年度には、適正かつ確実に家賃債務保証の業務を行うことができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設した。  
 ・平成19年度より、母子家庭及び父子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体の連携による「居住支援協議会」の設置により、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところである、さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）（平成29年4月26日公布、同年10月25日施行）により、新たに居住支援法人の指定制度が創設され、各地域において居住の支援や情報提供等が実施されているところであり、国土交通省としてこの協議会や法人の取組を支援している。

【事業実績】



予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子家庭及び父子家庭の居住の安定を確保するため、都市機構賃貸住宅の優遇措置について今後も引き続き実施する。</li> <li>・ 母子家庭等の居住の安定を確保するため、家賃債務保証業者登録制度の運用や、「居住支援協議会」及び「居住支援法人」の活動について今後も引き続き支援を実施する。</li> </ul>				

(1) 国等が講ずべき措置

親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等

養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取り決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取り決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

事業概要及び実績【事業概要】

・養育費相談支援センターにおいて、ひとり親家庭からの養育費や面会交流（養育費等）に関する電話・電子メール等による相談等の実施  
地方自治体を実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業で受け付けられた養育費等に関する相談に対し、電話・電子メール等による相談支援の実施  
母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに配置された養育費専門相談員等の地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施  
パンフレット等による養育費の取決めの方法等に関する情報提供等の実施等

を行っている。

・また、養育費及び面会交流の重要性や、それらに関する法的手続等を記載したパンフレット（合意書のひな形を含む。）を作成し、市区町村の窓口において、離婚届の用紙とともに交付している。

・加えて、令和元年の民事執行法の改正により、債権名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、現行の財産開示手続の申立権者の範囲が拡大され、債務者の不出頭等に対する罰則が強化されるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設された。

【事業実績】

養育費相談支援センター事業

			(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
ひとり親家庭等からの相談延件数 (件)			6,393	6,339	6,129	5,777	-
母子家庭等就業・自立支援センター等からの相談延件数 (件)			251	253	282	294	-
研修の実施状況							
全国母子・父子自立支援員研修会・ 養育費相談支援に関する全国研修会	(回数)	(回)	1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)	180	162	153	145	-
養育費専門相談員等研修	(回数)	(回)	1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)	27	29	29	30	-
地域研修会	(回数)	(回)	8	8	8	8	-
	(参加者数)	(人)	251	266	299	280	-
講師派遣	(回数)	(回)	95	86	74	80	-
	(参加者数)	(人)	2,310	2,400	2,768	2,433	-
情報提供事業 (自治体へ配布したリーフレット等の部数) (部)			100,000	150,000	100,000	100,000	-

市町村窓口における養育費等についてのパンフレットの交付

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
-	-	配布を継続	配布を継続	配布を継続 一部改訂

民事執行法についてのパンフレットの交付

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
				パンフレット配布を 開始予定



予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養育費相談支援センター事業	55,584	55,163	55,574	54,680	54,258
養育費等についてのパンフレットの配布	-	6,337	4,928	4,928	5,019
民事執行法についてのパンフレット交付	-	-	-	-	2,482
評価・今後の方向性	<p>・養育費相談支援センター事業では、毎年度ひとり親家庭等への相談支援、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等への研修の実施、養育費の取り決め方法等に関する情報提供等を着実に実施しており、センターの役割が果たされている。養育費の履行確保等に向けては、引き続き、相談支援や情報提供等が必要であり、今後も、関係機関との役割分担に留意しつつ、事業を実施する。</p> <p>・未成年の子がいる夫婦の離婚届出のうち、「養育費の取り決めをしている」にチェックをしている者の割合は、パンフレット配布前の62.6%（平成27年度）から64.7%（平成30年度）に上昇しており、一定の効果が認められる。引き続きパンフレットの配布とともに、適時の改訂を実施していきたい。</p> <p>・民事執行法の改正についても、新制度を周知するため、関係機関等にパンフレットやポスターを配布していきたい。</p>				

(1) 国等が講ずべき措置

母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

事業概要及び実績

【事業概要】

・母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就業の支援が促進されるよう、貸付条件の見直しを行った。

平成27年度： 償還に係る違約金率の引下げを行った。(年10.75% 年5%)

平成28年度： 保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、貸付利率の引下げを行った。(年1.5% 年1.0%)

平成30年度： 経済的理由により進学を諦めることがないよう、修学資金及び就学支度資金について、貸付けの対象に大学院を追加した。

令和元年度： 就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げや、返済の負担に配慮し、修業資金の償還期限を延長する。

- ・就学支度資金(修業施設)の限度額：10万円 28万2千円
- ・修業資金の償還期限：6年 20年

【事業実績】

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
・違約金率の引下げ	・貸付利率の引下げ		・修学資金及び就学支度資金の貸付け対象に大学院を追加	・就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げ  ・修業資金の償還期限の延長

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	4,406,261	3,809,549	3,601,952	3,195,677	3,119,275

評価・今後の方向性  
母子家庭の母等の就業等の支援を促進するため、貸付利率の引下げ等の貸付条件の見直しを着実にしている。母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を通じて、母子家庭の母等の就業等の支援を促進するため、今後も引き続き、貸付条件の必要な見直しを行う。

(1) 国等が講ずべき措置

効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

事業概要及び実績

【事業概要】

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活実態を把握し、母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、平成28年度に全国ひとり親世帯等調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、平成30年度から児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げを行った。  
また、平成28年の児童扶養手当法改正法の附帯決議に基づき、地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦（夫）控除のみなし適用について、その実態を把握し、平成30年度から保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施した。

【事業実績】

(平成27年度)                      (平成28年度)                      (平成29年度)                      (平成30年度)                      (令和元年度)

平成28年度全国ひとり親世帯等調査

・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げ

・児童扶養手当の支払回数の見直し

ひとり親家庭の支援策の実態に関する調査研究事業

・寡婦（夫）控除のみなし適用を実施

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	64,564千円	-	-	-
評価・今後の方向性	平成28年度全国ひとり親世帯等調査から得られた母子世帯等の実態を踏まえ、支援施策の見直しを行った。全国ひとり親世帯等調査については、母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料として有用であることから、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

相談支援体制の整備

ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）

福祉事務所等の相談窓口に、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備

事業概要及び実績

【事業概要】

・福祉事務所等の相談窓口就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化するための補助をしている。

【事業実績】

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業における就業支援専門員の配置状況

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
36名	52名	61名	74名	-

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業は、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題の解決のために適切な支援メニューにつなげる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

相談支援体制の整備

- イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）  
福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援

事業概要及び実績

【事業概要】

・母子家庭等就業・自立支援事業における相談関係職員研修支援事業にて、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等に対して研修会等への参加を支援し、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図るための補助をしている。

【事業実績】

相談関係職員研修支援事業の実施箇所数

（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
16箇所	22箇所	25箇所	43箇所	-

平成27年度は管内自治体・福祉事務所支援事業

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数

評価・今後の方向性

母子・父子自立支援員等相談職員の人材の確保及び資質の向上のための研修会等への参加の支援については、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題の解決のために適切な支援メニューにつなげる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

相談支援体制の整備

- ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県等及び市等）  
福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成

事業概要及び実績

【事業概要】

・母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定される母子・父子自立支援員の主な業務の適正な実施にあたっては、困難な事情を抱えたひとり親に対する慎重な対応や随時適切な関係機関への引き継ぎ等が求められているため、「ひとり親家庭支援の手引き」を作成することで、各都道府県・市等における窓口対応等の質の向上、業務負担の軽減及び支援員間の対応の統一化を図っている。

【事業実績】

（平成27年度）                  （平成28年度）                  （平成29年度）                  （平成30年度）                  （令和元年度）

ひとり親家庭支援の手引きの作成

マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修

マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修

マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修

マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-

評価・今後の方向性

「ひとり親家庭支援の手引き」により、各自治体における窓口業務の様々な相談事案に対する対応方針を示すことで、母子・父子自立支援員の窓口対応等の質の向上、業務負担の軽減及び支援員間の統一化を図った。今後は引き続きマニュアルを活用するとともに、必要に応じ見直しを行う。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

相談支援体制の整備

- エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等）  
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

事業概要及び実績

【事業概要】

ひとり親家庭に対する支援施策や相談窓口を分かりやすく示すことのできる「ひとり親家庭支援ナビ」を作成し、ひとり親家庭が抱える悩みに対する相談窓口や関係機関の連絡先の情報提供を行っている。

【事業実績】

（平成27年度）                  （平成28年度）                  （平成29年度）                  （平成30年度）                  （令和元年度）

パンフレットの作成	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知
-----------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	ひとり親家庭に対する支援施策や相談窓口をわかりやすく示すことは、ひとり親家庭への支援を実施する上で必要なことであるため、今後も必要に応じて内容の見直しを行う。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進
- (b) 延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・延長保育は、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において引き続き保育を実施する保育所等に対して補助する事業であり、昭和56年度から開始した事業である。
- ・夜間保育は、おおよそ午前11時から午後10時までの概ね11時間開所する保育所等に対して、子どものための教育・保育給付負担金による加算を給付する事業であり、平成元年から開始した事業である。
- ・病児・病後児保育は、子どもは病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する事業であり、平成6年度から開始した事業である。
- ・一時預かり事業は、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業であり、平成2年度から開始した事業である。
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、市町村がファミリー・サポート・センターを設置し、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。（平成6年度に創設）

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
延長保育（か所）	23,633	25,087	26,936		
夜間保育（か所）	82	81	81		
病児・病後児保育（か所） （体調不良児対応型、訪問型含む）	2,229	2,572	2,886		
一時預かり（か所） （一般型及び余裕活用品）	9,180	9,494	9,732		



	ファミリー・サポート・センター事業（実施市町村数）				
	809	833	863		
予算額(百万円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延長保育	6,907	9,151	7,035	7,887	8,137
夜間保育 子どものための教育・保育給付交付金					
病児・病後児保育	10,494	10,244	6,458	8,781	9,240
一時預かり	8,468	10,951	10,490	10,687	11,124
ファミリー・サポート・センター事業	94,210の内数	98,176の内数	107,617の内数	118,766の内数	130,376の内数
評価・今後の方向性	<p>延長保育、夜間保育、病児・病後児保育及び一時預かりのいずれの事業においても、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組みを着実に遂行していると考えます。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実を図ることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、令和2年度から5か年の第2次事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく予定。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業については、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、子育て家庭における様々なニーズに対応した多様な保育等の一つとして充実を図ることとしているところ。実施市町村数は各年度増加しており、着実な事業展開がなされている。同大綱については、今後おおむね5年後を目途とした見直しが行われる予定であるが、引き続きひとり親家庭等に対する利用支援を含め、地域のニーズに応じた取組を推進していく。</p>				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）

放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業である。

また、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と共同して、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定したところである。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
クラブ数	22,608か所	23,619か所	24,573か所	25,328か所	25,881か所
登録児童数	1,024,635人	1,093,085人	1,171,162人	1,234,366人	1,299,307人

【KPI等】

2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備する。（「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定））

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数

評価・今後の方向性

平成28年9月に課長通知「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」を自治体に発出し、放課後児童クラブにおけるひとり親家庭等の優先的利用への配慮について周知したところ。

また、クラブの実施か所数が着実に増加しており、ひとり親家庭の保護者の子育てと就労の両立支援にとって、有効であると考えている。今後の方向性については、今年度より実施している「新・放課後子ども総合プラン」により、引き続き、総合的な放課後対策を実施していく。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）

- (a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進
- (b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援
- (c) ひとり親家庭の支援拠点としての活用  
母子生活支援施設におけるひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用

事業概要及び実績

【事業概要】

- (a) 母子生活支援施設に入所している母子のうち、早期に自立が見込まれる者について、地域の中の小規模な施設で生活することにより自立を促進する。
- (b) 母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立を支援する。
- (c) ひとり親家庭等生活向上事業の実施における母子生活支援施設との連携、子育て短期支援事業の実施施設として母子生活支援施設の活用等を推進している。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
実施施設数(箇所)					
・小規模分園型 (サテライト型)	8	7	6	6	-
・保育機能強化	6	6	6	5	-
・公立私営施設数(括弧内は、公立施設数に占める割合)	63(55.3%)	57(57.6%)	57(60.6%)	56(59.6%)	-

<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て短期支援事業</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>89</td> <td>86</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイ</td> <td>38</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>子育て短期支援事業における平成30年度の実施施設数については、子ども・子育て支援交付金の変更交付決定ベース。</p> <p>【KPI等】</p> <p>平成31年度までにひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設を100施設とする。  (すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定))</p>							ショートステイ	89	86	100	100	-	トワイライトステイ	38	39	40	40	-
ショートステイ	89	86	100	100	-													
トワイライトステイ	38	39	40	40	-													
予 算 額 ( 千 円 ) 措 置 費 加 算 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度												
	a	107,612,963の内数	114,002,531の内数	122,715,602の内数	126,647,191の内数	131,656,791の内数												
	b	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数												
c																		
評価・今後の方向性	母子家庭の自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。また、引き続き、ひとり親家庭支援施策との連携を促進する。																	

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

優先入居は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うものである。母子家庭等については、住居だけでなく、収入、子供の養育等の面で様々な困難に直面することから、特に居住の安定確保が必要な者として位置づけており、母子家庭等の優先入居の推進を図っている。

【事業実績】

(平成27年度)

(平成28年度)

(平成29年度)

(平成30年度)




(令和元年度)

公営住宅の優先入居の活用



【事業概要】

・平成19年度より、母子家庭及び父子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体の連携による「居住支援協議会」の設置により、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところである。さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）（平成29年4月26日公布、同年10月25日施行）により、新たに居住支援法人の指定制度が創設され、各地域において居住の支援や情報提供等が実施されているところであり、国土交通省としてこの協議会や法人の取組みを支援している。

	<p><b>【事業実績】</b></p> <p>(平成27年度)      (平成28年度)      (平成29年度)      (平成30年度)      (令和元年度)</p> <p>家賃債務保証サービスの提供 </p> <p>居住支援協議会による取組み </p> <p>居住支援法人による取組み </p>				
予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子家庭等の居住の安定を確保するため、公営住宅の優先入居について今後も引き続き推進する。</li> <li>・ 母子家庭等の居住の安定を確保するため、「居住支援協議会」及び「居住支援法人」の活動について今後も引き続き支援を実施する。</li> </ul>				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

母子生活支援施設等を退所する母子家庭などが、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

対象施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む）

対象者：上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

【事業実績】

（平成27年度） （直接交付決定額）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
5,093千円	5,643千円	6,211千円	7,011千円	-

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	4,733,820の内数	7,309,066の内数	14,719,862の内数	15,870,123の内数	16,862,240の内数

評価・今後の方向性	母子家庭の自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。				
-----------	-------------------------------	--	--	--	--

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

母子父子寡婦福祉資金貸付金において、住宅の建設、増改築、修繕等に必要な資金や転居に必要な資金の貸付を実施している。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
貸付実績					
住宅資金（貸付件数）	48件	50件	41件	43件	-
転宅資金（貸付件数）	431件	388件	326件	547件	-

予算額（千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4,406,261	3,809,549	3,601,952	3,195,677	3,119,275

評価・今後の方向性

ひとり親家庭等の住宅支援に必要な資金であり、今後も引き続き実施する。



(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進
- (b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進
- (c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

事業概要及び実績

【事業概要】					
<p>・母子家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、都道府県及び市町村が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う。都道府県及び市町村は、母子・父子福祉団体等に事業の一部を委託することができる。</p> <p>・国は、母子家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間、深夜から引き続き早期まで預かりを実施した場合に支給される派遣手当や家庭生活支援員の資質向上のための講習会等を実施。平成28年度から、未就学児を養育しているひとり親家庭を対象として、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等に、定期的に生活援助、保育等のサービスを提供できるよう事業内容の拡充を図った。</p>					
【事業実績】					
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
派遣等実績					
実件数（件）	3,515件	3,562件	3,023件	2,729件	-
延べ件数（件）	33,889件	36,841件	38,304件	39,785件	-
【KPI等】					
平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人とする（平成25年度利用者数4,608人）					
（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））					
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性	毎年度着実に家庭生活支援の派遣等が行われていることから、事業のニーズが高いと考えられ、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

ク 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村）

- (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進
- (b) 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を推進
- (c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

(a)市町村において、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施。国及び都道府県は、事業の実施に必要な費用への補助を行っている。

(b)市町村において、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施。国及び都道府県は、事業の実施に必要な費用への補助を行っている。

(c)子育て短期支援事業の実施にあたり、ひとり親家庭が事業を優先的に利用できるようにするなど、特別な配慮を行っている。

このほか、平成31年度から、子育て短期支援事業の利用時における児童の安全確保や利用者の負担軽減を図る観点から、自宅から実施施設等の間や実施施設から学校等の間に職員が児童への付き添いを実施した場合の補助単価の加算を創設し、事業内容の充実を図った。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
短期入所生活援助事業（ショートステイ）					
実施施設数（か所）	745	773	797	849	-
利用延べ人数（人）					
2歳未満・慢性疾患児	12,418	13,523	16,007	集計中	-
2歳以上	61,173	60,502	67,396	集計中	-
緊急保護の母	4,439	6,057	6,660	集計中	-
夜間養護等事業（トワイライトステイ）					
実施施設数（か所）	381	378	398	415	-
利用延べ人数（人）					
基本分	46,968	41,969	42,824	集計中	-
宿泊分	2,370	1,571	1,845	集計中	-
休日預かり	8,571	9,646	10,212	集計中	-

平成30年度の実実施施設数については、子ども・子育て支援交付金の変更交付決定ベース。

	<p>【KPI等】</p> <p>平成31年度までに、ショートステイの利用者数を年間延べ16万人（平成26年度見込延べ7万人）、トワイライトステイの利用者数を年間延べ14万人（平成26年度見込延べ5万人）とする。</p> <p>（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））</p>				
予 算 額（千 円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数
評価・今後の方向性	<p>毎年度着実に実施施設数が増加していることから、事業のニーズは高く、孤立した育児による児童虐待の防止の観点からも本事業は有効であると考えられることから、今後も引き続き実施する。</p>				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

子育て支援、生活の場の整備

ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施

(b) 母子家庭及び父子家庭の児童を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施

事業概要及び実績

【事業概要】

(a)ひとり親家庭等は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。このため、ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決等を図り、地域での生活を総合的に支援するひとり親家庭等生活向上事業を都道府県・市町村が実施しており、国は事業の実施に必要な費用への補助を行っている。また、平成31年度から、地域の民間団体の活用等により、ひとり親家庭等の居宅への訪問による相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援を一体的に実施する場合の補助単価の加算を創設し、事業内容の充実を図った。

(b)ひとり親家庭等の児童を対象に、基本的な生活習慣の定着支援、学習習慣の習得支援や食事の提供等行う、子どもの生活・学習支援事業を都道府県・市町村が実施しており、国は事業の実施に必要な費用への補助を行っている。

【事業実績】

	(平成27年度)
ひとり親家庭等相談支援事業 (件)	23,541件
生活支援講習会等事業 (件)	12,923件
ひとり親家庭情報交換事業 (回)	366回
児童訪問援助事業 (件)	604件
学習支援ボランティア事業 (件)	49,349件

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
相談支援事業 (件)	—	24,905件	26,247件	27,532件	—
家計管理・生活講習会等事業 (件)	—	11,956件	12,918件	12,431件	—
学習支援事業 (件)	—	0件	0件	13件	—
情報交換事業 (回)	—	396回	567回	581回	—
子どもの生活・学習支援事業 (人)	—	148,425人	232,600人	258,703人	—

	<p>【KPI等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ2万人とする。</li> <li>・可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。</li> </ul> <p>(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定))</p>				
予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性	毎年着実に事業が実施されていることから、事業のニーズが高いと考えられ、今後の引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

- (a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施
- (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施

事業概要及び実績	【事業概要】																											
	<p>母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>・支援対象者の状況・自立阻害要因の把握、就業・職業能力開発（訓練・資格取得）への取組等について状況把握を行い、個々の支援対象者の実情に応じてプログラムを策定し、また、プログラム策定後についても、ひとり親が自立した状況を維持するために、アフターケアを実施するための補助をしている。</p>																											
	【事業実績】																											
	<p>母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成27年度）</th> <th>（平成28年度）</th> <th>（平成29年度）</th> <th>（平成30年度）</th> <th>（令和元年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施自治体数</td> <td>601箇所</td> <td>579箇所</td> <td>582箇所</td> <td>582箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>策定件数</td> <td>7,179件</td> <td>6,970件</td> <td>6,702件</td> <td>6,195件</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延べ就業実績</td> <td>4,127人</td> <td>3,658人</td> <td>3,779人</td> <td>3,500人</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）	実施自治体数	601箇所	579箇所	582箇所	582箇所	-	策定件数	7,179件	6,970件	6,702件	6,195件	-	延べ就業実績	4,127人	3,658人	3,779人	3,500人
	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）																							
実施自治体数	601箇所	579箇所	582箇所	582箇所	-																							
策定件数	7,179件	6,970件	6,702件	6,195件	-																							
延べ就業実績	4,127人	3,658人	3,779人	3,500人	-																							
	【KPI等】																											
	<p>平成31年度までに母子・父子自立支援プログラム策定件数を1万件とする。</p> <p>（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））</p>																											
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																							
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数																							
評価・今後の方向性	母子・父子自立支援プログラム策定事業は、母子家庭等の就業及び継続的な自立促進に有効であることから、今後も引き続き実施する。																											

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

- (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めに促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施
- (b) 就業支援講習会の実施  
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施  
具体的には、
- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
  - ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
  - ・ 受講者のために託児サービスを提供
  - ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
  - ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供
- (c) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施
- (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

事業概要及び実績【事業概要】

・母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスや養育費の相談等生活支援サービスを提供するため、平成15年度から開始した事業であり、実施主体は、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）で、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができる。

【事業実績】

母子家庭等就業・自立支援センター実施自治体数（カッコ内は実施率）

	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）
	111箇所(99.1%)	112箇所(97.4%)	112箇所(97.4%)	116箇所(95.9%)	-

就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成27年度	79,852	5,523	2,897	2,550	76
平成28年度	78,848	4,951	2,458	2,403	90
平成29年度	75,537	5,412	2,552	2,813	47
平成30年度	75,918	4,227	2,207	1,947	73
令和元年度	-	-	-	-	-

1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件としている。

就業支援講習会の実施状況

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成27年度	37,177	1,714	707	903	104
平成28年度	32,168	1,582	650	855	77
平成29年度	28,072	1,914	834	900	180
平成30年度	22,486	1,905	778	999	128
令和元年度	-	-	-	-	-

1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件としている。

就業情報提供事業の実施状況

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成27年度	102,120	4,305	2,395	1,872	38
平成28年度	112,918	3,496	1,831	1,643	22
平成29年度	102,539	3,972	2,179	1,729	64
平成30年度	107,528	3,045	1,614	1,407	24
令和元年度	-	-	-	-	-

1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件としている。

母子家庭等地域生活支援事業の実施状況(～平成27年度)

	相談延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係の相談	法律問題		子育て・生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成27年度	3,837	1,141	1,124	775	689	1,001	434



養育費等支援事業の実施状況（平成28年度～）

		総数	相談内容					家裁への同行支援等	
			離婚・親権	養育費の取り決め方法	面会交流	支払の履行・強制執行	子育て・生活関連		その他
平成28年度	養育費専門相談員	5,716	1,431	2,338	613	498	-	2,594	62
平成29年度	総数	10,618	3,319	2,906	1,046	726	2,306	4,205	70
	うち養育費専門相談員	5,724	1,424	1,972	620	492	1,290	2,257	63
	うち弁護士	2,934	1,415	1,149	292	179	450	1,214	9
平成30年度	総数	12,815	4,157	4,272	1,588	938	1,936	3,778	86
	うち養育費専門相談員	6,333	1,742	2,271	930	572	1,063	1,240	49
	うち弁護士	4,611	1,981	1,642	367	282	385	1,867	35

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数
評価・今後の方向性	母子家庭等就業・自立支援センター事業は、実施率が概ね100%であり、ひとり親家庭に対する総合的な支援の役割を果たす有効な事業であることから、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

ウ より良い就業に向けた能力の開発

- (a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等）
- ・ 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金  
都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給
  - ・ 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等  
都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付
- (b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等）  
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施

事業概要及び実績

【事業概要】

(a) 自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援する事業である。高等職業訓練促進給付金等事業は、就職を有利にするために必要な資格の取得を促進するため、養成機関における修学中の生活費の負担の軽減を図る事業である。

(b) 都道府県、指定都市及び中核市において母子父子寡婦福祉資金貸付金により、就職のための知識技能を習得するために必要な技能習得資金及び知識技能を習得している間の生活を安定・継続するために必要な生活資金の貸付を実施しており、国は、貸付原資の一部を都道府県、指定都市及び中核市に対して貸し付けている。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
高等職業訓練促進給付金による資格取得件数	2,256件	2,475件	2,585件	2,647件	-
貸付実績等					
技能習得資金（貸付件数）	845件	795件	649件	516件	-
生活資金（貸付件数）	951件	803件	642件	544件	-

	<p>【KPI等】</p> <p>高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める割合を毎年度90%以上とする。  (すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定))</p> <table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>(平成27年度)</td> <td>(平成28年度)</td> <td>(平成29年度)</td> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>88.0%</td> <td>89.3%</td> <td>90.0%</td> <td>89.1%</td> <td>-</td> </tr> </table>							(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	実績	88.0%	89.3%	90.0%	89.1%	-
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)													
実績	88.0%	89.3%	90.0%	89.1%	-													
予算額(千円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度												
	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数												
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	4,406,261	3,809,549	3,601,952	3,195,677	3,119,275												
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援給付金事業は、着実に資格取得件数が伸びており、ひとり親家庭の自立の促進に有効であることから、今後も引き続き実施する。</li> <li>・技能習得資金及び生活資金については、毎年度着実に貸付が実施されており、ひとり親家庭の就業支援策として有効であることから、今後も引き続き実施する。</li> </ul>																	

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体: 都道府県等)

- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入

事業概要及び実績

【事業概要】

平成15年4月から配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者であって、かつ家庭的保育事業の補助者としての経験を有する者については、指定保育士養成施設においては、当該経験をもって保育の一部について履修した者として取扱い、また、保育士試験においてはその経験を中卒・高卒者の受験経験である実務経験に参入できることとしている。保育士資格の取得のためには、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設において講義や実習等の所定の科目を履修し卒業するか又は都道府県が行う保育士試験に合格し、その後、都道府県に備える保育士登録簿に登録される事が必要である。また、保育士試験については短大卒業程度を受験要件としているが、高卒・中卒の者については児童福祉施設等における一定期間の実務経験を有していることを条件に受験することができることとなっている。

【事業実績】

(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (令和元年度)

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度

評価・今後の方向性

母子家庭の母等について、家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士資格取得の際に評価し、指定保育士養成施設における保育実習や、保育士試験における実務経験として取扱うことにより、保育士資格の取得の際の負担軽減や機会の拡大を図るものであり、母子家庭の母等の保育士資格取得及び保育現場における就労の促進に資することから、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

ウ より良い就業に向けた能力の開発

- (d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等）  
母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給
- (e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等）  
在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施

事業概要及び実績

【事業概要】	
<p>(d) ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講修了時給付金として受講費用の2割（上限10万円）を、合格した場合は受講費用の4割（受講修了時給付金と合算して上限15万円）を支給するための補助をしている。</p> <p>(e) 在宅就業希望者に対し、在宅業務を行うために必要な知識や技能、ノウハウなどを助言、また、その他の援助を行う在宅就業コーディネーターを配置するための補助をしている。</p>	
【事業実績】	
	（平成27年度）      （平成28年度）      （平成29年度）      （平成30年度）      （令和元年度）
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金の支給件数	6件                      28件                      50件                      46件                      -
母子家庭等就業・自立支援事業における在宅就業推進事業の在宅就業コーディネーターの配置数	-                              -                              4箇所                      4箇所                      -

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数

評価・今後の方向性

・ひとり親家庭の親が安定した就業に向けた就職に有利な資格の取得のために、高等学校卒業程度認定試験合格事業は有効な事業であると考えられることから、今後も引き続き実施する。

・平成21年度より、安心子ども基金を活用し実施されたひとり親家庭等在宅就業支援事業については、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書」（平成26年8月）において、その趣旨は有意義であったが、費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でないとされたところ。一方で、今後の在宅就業支援の在り方については、在宅就業はひとり親にとって有効な働き方の一つであり、これまで蓄積されたノウハウを活用しながら、事業計画、事業実施者、能力開発、発注に関する奨励等、就業支援に係る課題を整理し実施すべきとされた。今後の在宅就業支援についても、本報告の趣旨を踏まえ適切に対応していくこととする。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等）

- (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の申請を行う際に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施
- (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

事業概要及び実績

<b>【事業概要】</b>					
(a) 自治体の相談窓口、母子・父子自立支援員と就業支援専門員を配置し、児童扶養手当の現況届の時期等、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けるための補助をしている。					
(b) 母子家庭等就業・自立支援事業における相談関係職員研修支援事業にて、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等に対して研修会等への参加を支援し、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図るための補助をしている。また、国は、県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の資質向上のための全国研修会を開催している。					
<b>【事業実績】</b>					
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業における集中相談実施事業の実施箇所数	-	6箇所	11箇所	12箇所	-
相談関係職員研修支援事業の実施箇所数	16箇所	22箇所	25箇所	43箇所	-
平成27年度は管内自治体・福祉事務所支援事業					

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数

評価・今後の方向性  
 ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修の実施は、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題の解決のために適切な支援メニューにつなげる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

オ 公共職業訓練の実施(実施主体:都道府県)

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

事業概要及び実績

<b>【事業概要】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者に対して、離職者訓練等の公共職業訓練を実施している。</li> <li>・特に母子家庭の母及び父子家庭の父等に対しては、訓練中の託児サービスを付加した訓練コースの設定や就業に向けた意欲喚起、意義付けに重点を置いた準備講座等、その他特性や事情に配慮した職業訓練を実施している。</li> </ul>					
<b>【事業実績】</b>					
公共職業訓練(離職者訓練)受講者数及び就職率(母子家庭の母及び父子家庭の父以外も含む)					
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
受講者数	98,091	91,224	84,432	80,026	-
就職率(施設内訓練)	81.9%	82.9%	85.1%	84.7%	-
就職率(委託訓練)	74.9%	74.6%	74.8%	75.1%	-

予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	961,438の内数	1,365,566の内数	1,111,028の内数	1,465,809の内数	1,511,076の内数

評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業訓練について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就職にも有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。</li> </ul>				
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等）  
母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け  
また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施
- (b) 公共的施設における雇入れの促進（実施主体：都道府県及び市町村）  
都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進
- (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（実施主体：都道府県及び市町村）  
売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

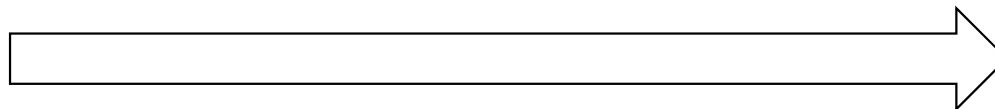
事業概要及び実績【事業概要】

- (a) 平成15年度に、母子家庭の母の就業機会の創出を図る観点から、複数の母子家庭の母が共同して起業する場合は、事業開始資金の団体貸付の限度額を適用できることとしている。また、母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援講習会等事業により起業家支援に関するセミナーを実施するための補助をしている。
- (b) 自治体における非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。また、都道府県担当部局長等会議の場等において、自治体における母子家庭の母等の雇入れの促進等について要請している。
- (c) 平成25年3月に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が規定されており、会議等を行う場合の議事録の作成等を発注する際、母子福祉団体等について配慮を行うよう、都道府県担当部局長等会議の場等において、都道府県等において積極的に事業を発注する等について要請している。



【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
(a) 福祉資金貸付金(事業開始資金)の貸付件数	15件	20件	16件	10件	-
(b) 母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者	361名	367名	346名	244名	-
(c) 自治体における調達実績	758件	409件	470件	629件	-
	購入額 1,808,863千円 購入額 2,095,638千円 購入額 3,823,096千円 購入額 2,548,817千円				
(b),(c) 全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)、全国児童福祉主管課長会議					



予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-

評価・今後の方向性	<p>(a) 起業は就業による自立の選択肢の一つであり、セミナーにおいて起業の方法等の講習をすることはひとり親家庭の親の就業支援に資すること、また、事業開始資金は、事業を開始する際に必要な設備、機械等の購入のために必要な貸付制度であることから、今後も引き続き実施する。</p> <p>(b) 毎年度継続的に雇用の実績があることから、今後も自治体における取組が進むよう、都道府県担当部局長会議等の場を活用し、引き続き要請を実施する。</p> <p>(c) 自治体からの事業受注はひとり親家庭の親の就業促進につながることから、都道府県担当部局長会議等の場を活用し、引き続き要請を実施する。</p>				
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供

- (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進
- (b) 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づき、事業者向けリーフレットを作成し、都道府県等における啓発活動等に資するよう配布している。

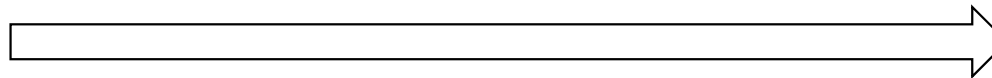
(b) ひとり親家庭の親の就業を推進するには、ひとり親家庭の親を雇用する企業側に働きかけ、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効であるため、平成18年度に表彰制度を導入し、ひとり親家庭の親を相当数雇用している企業等をひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として年1回表彰しており、都道府県等における啓発活動等に資するよう、厚生労働省ホームページにおける表彰企業の公表等による情報提供を行っている。

【事業実績】

(平成27年度)      (平成28年度)      (平成29年度)      (平成30年度)      (令和元年度)

リーフレットの作成、配布

『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布



母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等表彰

・応募企業数 3社	・応募企業数 1社	・応募企業数 2社	・応募企業数 4社	-
・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 3社	

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-

評価・今後の方向性 自治体や企業等において、ひとり親家庭の親の雇用を促進する社会的な機運を醸成するため、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

- (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）  
職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施
- (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県）  
母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用
- (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力（実施主体：都道府県、市町村及び独立行政法人）  
母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

事業概要及び実績

【事業概要】

- (a) 都道府県や市町村等と密接な連携を図りつつ、母子家庭等就業・自立支援センター事業を受託している母子・父子福祉団体等が無料職業紹介事業等を実施する場合において、求人情報の提供を求める場合は、その要請に応じてハローワークの求人情報を定期的に提供するなどの支援、協力を実施している。
- (b) 母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業として社会福祉事業等を行う場合には、母子福祉資金等の貸付けの対象としている。
- (c) 平成25年3月に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が規定されており、会議等を行う場合の議事録の作成等を発注する際、母子福祉団体等について配慮を行うよう、都道府県担当部長等会議の場等において、都道府県等において積極的に事業を発注する等について要請している。

【事業実績】

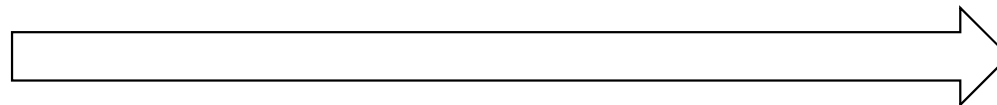
(平成27年度)      (平成28年度)      (平成29年度)      (平成30年度)      (令和元年度)

(c) 自治体における調達実績

758件                      409件                      470件                      629件                      -

購入額 1,808,863千円   購入額 2,095,638千円   購入額 3,823,096千円   購入額 2,548,817千円

(c) 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）、全国児童福祉主管課長会議



予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等に求人情報の提供を行うことは、母子家庭の母等の就業を推進する上で必要であることから今後も引き続き実施する。</li> <li>・母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業として社会福祉事業等を行う場合の母子福祉資金等の貸付けや、母子・父子福祉団体等から優先的に物品及び役務を調達することは、ひとり親家庭の親の就業の促進を図るため、今後も引き続き実施する。</li> </ul>				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

就業支援策

ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

<p>事業概要及び実績</p>	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>在宅就業推進事業（母子家庭等就業・自立支援事業）</p> <p>・平成20年度より、在宅就業において必要なスキルの向上を目的とするセミナー事業や在宅で就業する母子家庭の母等同士の情報共有に資するためのサロン事業、在宅就業における仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、自治体が在宅就業者等に必要な支援を行えるよう補助をしている。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <p>母子家庭等就業・自立支援における在宅就業推進事業の実施箇所数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>（平成27年度）</th> <th>（平成28年度）</th> <th>（平成29年度）</th> <th>（平成30年度）</th> <th>（令和元年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇所</td> <td>12箇所</td> <td>7箇所</td> <td>7箇所</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）	6箇所	12箇所	7箇所	7箇所	-
（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（令和元年度）											
6箇所	12箇所	7箇所	7箇所	-											
<p>予算額（千円）</p>	<p>平成27年度 7,362,577の内数</p>	<p>平成28年度 11,219,935の内数</p>	<p>平成29年度 11,428,945の内数</p>	<p>平成30年度 12,226,492の内数</p>	<p>令和元年度 15,926,170の内数</p>										
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>・平成21年度より、安心子ども基金を活用し実施されたひとり親家庭等在宅就業支援事業については、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書」（平成26年8月）において、その趣旨は有意義であったが、費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でないとされたところ。一方で、今後の在宅就業支援の在り方については、在宅就業はひとり親にとって有効な働き方の一つであり、これまで蓄積されたノウハウを活用しながら、事業計画、事業実施者、能力開発、発注に関する奨励等、就業支援に係る課題を整理し実施すべきとされた。今後の在宅就業支援についても、本報告の趣旨や事業の実施状況等を踏まえ適切に対応していくこととする。</p>														

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ア 広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村）

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の取り決めにに関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置（実施主体：都道府県等及び市等）

養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応じ、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 弁護士等による法律相談の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施

(d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進

エ 面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等）

別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

・養育費相談支援センター事業において、養育費の取り決めや強制執行手続等に関するリーフレットを作成し、地方自治体等に配布している。また、同事業において、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員に対する研修を実施している。

・地方自治体は、養育費専門相談の配置や弁護士による養育費に関する相談等の実施、面会交流支援を配置し、面会交流支援計画の作成及び面会交流の場に付き添うなどの援助を実施しており、国は事業に必要な費用への補助を実施している。

【事業実績】

養育費相談支援センター事業における情報提供事業及び研修事業の実績

				(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
情報提供事業 (自治体へ配布したリーフレット等の部数)				100,000	150,000	100,000	100,000	-
研修の実施状況								
全国母子・父子自立支援員研修会・ 養育費相談支援に関する全国研修会	(回数)	(回)		1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)		180	162	153	145	-
養育費専門相談員等研修	(回数)	(回)		1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)		27	29	29	30	-
地域研修会	(回数)	(回)		8	8	8	8	-
	(参加者数)	(人)		251	266	299	280	-
講師派遣	(回数)	(回)		95	86	74	80	-
	(参加者数)	(人)		2,310	2,400	2,768	2,433	-

母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費等支援事業・面会交流支援事業）における相談延件数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
養育費等支援事業	3,837件	5,716件	10,618件	12,815件	-	
面会交流支援事業	602件	742件	1,205件	1,074件	-	
【KPI等】						
平成31年度までに、弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））						
予 算 額 （ 千 円 ）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	養育費相談支援センター事業	55,584	55,163	55,574	54,680	54,258
	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性	毎年度母子家庭等への相談支援や情報提供等が着実に実施されている。養育費の取り決めや支払いが適切に行われるためには相談支援や情報提供等が必要であることから、今後も引き続き実施する。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

経済的支援策

- ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等）  
 母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

事業概要及び実績	【事業概要】				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員は、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供をはじめとした、母子家庭の母等の自立に必要な情報提供を行っている。</li> <li>・国は都道府県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の全国研修会を開催し、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る業務の遂行上の課題等について研修を実施している。</li> </ul>				
	【事業実績】				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
母子・父子自立支援員数	1,710人	1,688人	1,764人	1,762人	-
予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度は、母子家庭等の自立に有効な施策であり、地方自治体において母子家庭の母等に対して情報提供を積極的に行うことが必要であることから、今後も引き続き実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たり、世帯構成等詳細な事項について質問する必要がある場合もあることから、今後も引き続き、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施する。				



(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

経済的支援策

- イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村）  
母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施
- ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等）  
児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施

事業概要及び実績

**【事業概要】**

- ・ 母子・父子自立支援員は、児童扶養手当に関する情報提供をはじめとした、母子家庭の母等の自立に必要な情報提供を行っている。
- ・ 国は都道府県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の全国研修会を開催している。
- ・ 国は、全国会議の場を通じて、各自治体に対し、児童扶養手当制度の改正内容等を周知するとともに、児童扶養手当の認定等の際に、プライバシーの保護に十分配慮することや、ひとり親家庭に関する他の支援制度（就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等）に関する案内や取り次ぎ等の必要な支援が行われるよう依頼している。

**【事業実績】**

母子・父子自立支援員数	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
	1,710人	1,688人	1,764人	1,762人	-

**【KPI等】**

平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件とする（平成25年度75万件）  
（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））

予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	-

**評価・今後の方向性**

児童扶養手当に関する情報提供については、多子加算額の増額（平成28年8月）や、全部支給所得制限限度額の見直し（平成30年8月）、支払回数の見直し（令和元年11月）などの制度改正が行われており、地方公共団体において母子家庭の母及び父子家庭の父に対して情報提供を積極的に行う必要もあることから、今後も引き続き実施する。

また、プライバシーの保護に配慮した適正な給付事務の実施については、児童扶養手当の支給要件が多岐にわたっており、詳細な事項について質問する必要が生じる場合もあることから、今後も引き続き実施する。

児童扶養手当窓口において、生活及び就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進することについては、児童扶養手当法第28条の2の規定もあることから、今後も引き続き実施する。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

広報啓発

イ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）

事業概要及び実績

【事業概要】

・母子家庭等の要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施し、支援施策の積極的・計画的な実施を図るための補助を行っている。

【事業実績】

母子家庭等就業・自立支援事業における広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施箇所数

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
12箇所	21箇所	28箇所	39箇所	-

予 算 額 ( 千 円 )	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業は、母子家庭等の要望等を支援施策に反映させる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。				